

日本国農林水産省とウズベキスタン共和国農業省との農業分野における協力覚書

日本国農林水産省とウズベキスタン共和国農業省(以下「各省」「両省」という、)は、

日本国とウズベキスタン共和国との長年にわたる友好関係及びパートナーシップを認識し、

両国における持続可能な経済成長、農村開発、食料安全保障の確保において農業及び食料システムが果たす重要な役割に留意し、

2015年10月の日本・ウズベキスタン首脳会談の際に参加国間で締結された前回の協力覚書の下で実施された協力の成功を想起し、

第1回日本・ウズベキスタン外相戦略対話共同コミュニケで言及された食料安全保障の重要性と食料・農業分野における協力拡大の可能性を再確認し、

農業分野及びその他の相互に関心のある分野における貿易の発展と投資誘致に向けた協力強化への相互の希望を表明し、

本協力覚書(以下「本覚書」という、)を通じて以下の通り実施される協力プログラム及び交流を推進することを決定する。

第1項 総則

両省はそれぞれの国の法令及び関連規定に従い、農業分野における科学的、技術的及び経済的協力を促進する。本覚書の内容は、参加国が二国間協定その他の国際協定の下で負ういかなる約束にも影響を及ぼさず、いかなる法的権利又は義務を生じさせることを意図するものではない。

第2項 協力分野

両省は、以下の分野における協力を推進する:

- a. 農業政策・情報に関する情報交換
- b. 農業・農村開発を促進するための技術的パートナーシップ及び専門家の交流
- c. 食料・農業分野への投資と貿易を促進する環境作りのための官民協力
- d. 官民による交流の促進
- e. 植物遺伝資源の農業研究分野における協力
- f. 共同で決定するその他の相互関心分野

第3項 実施

両省は、特定のプロジェクトの実施及び本覚書の内容に沿った取り決めについて協議する。

第4項 知的財産

本覚書第2項及び第3項の規定による協力により取得された知的財産権は、各参加者の国の国内法に基づき保護される。

第5項 合同作業部会

本覚書の実施における二国間協力の調整及び発展を図るため、参加者は日・ウズベキスタン合同作業部会を設置する。

合同作業部会は、両参加国を代表する審議官級の共同議長2名で構成され、本覚書第2項に掲げる関連協力分野を担当する代表を含むものとする。

第6項 機密情報

各省は、相手方から提供された科学技術情報が、相手方の事前の書面による同意なしに第三国へ移転されないことを確保する。いずれかの省が、本覚書の下で実施される活動の結果として特許可能な発明または著作権の対象が入手可能となる可能性があることを認識した場合、当該活動の実施前に知的財産権の帰属を確認する。

第7項 経費

本覚書の枠内で取り組む措置の経費の分担は、参加者の財政的 possibility を考慮して共同で決定する。

第8項 紛争解決

本覚書の解釈及び実施に起因するいかなる相違も、両省間の協議または交渉により友好的に解決されるものとする。

第9項 その他事項

各省は、自国の法令に基づき、農業分野における協力に関する相手国の自然人及び法人の活動を促進するための適切な措置を講じるものとする。

第10項 変更

両省の相互の合意により、本覚書は別個の文書によって変更および補足されがあり、当該文書は本覚書の不可分の一部を構成する。

第11項 効力発生及び終了

本覚書は5年間の有効期間を有し、署名日より効力を生じる。いずれの省も、当該期間の最終日の6か月前までに、相手方参加者に対し書面により本覚書を終了させる意思を通知しない限り、本覚書は自動的に次の5年間更新される。

両省は、本覚書の期間を終了させる意思を書面で相手方に通知する。
本覚書は、当該通知の日から3か月後に終了する。

2025年12月19日、東京にて、英語による正本2通で署名された。両テキストは同等の効力を有する。

日本の農林水産省のために

ウズベキスタン共和国農業省のために